

国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程を次のとおり改正する。

現行		改正		備考
別表(第9条関係)		別表(第9条関係)		
組織名	安全保障輸出管理責任者	組織名	安全保障輸出管理責任者	
(略)	(略)	(略)	(略)	
研究国際部、図書館、先端産学連携研究推進センター、国際センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構	研究国際部戦略企画課長	研究国際部、図書館、先端産学連携研究推進センター、国際センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、女性未来育成機構、イノベーション推進機構、テニユアトラック推進機構及びグローバルイノベーション研究機構	研究国際部戦略企画課長	
(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (教規程第 37 号)

この規程は、平成 26 年 7 月 7 日から施行し、平成 26 年 6 月 23 日から適用する。